

きんしんインターネットバンキング利用規定

第1条 きんしんインターネットバンキング取引

1. サービス内容

きんしんインターネットバンキング（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます。）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます。）を用いた依頼に基づき、振込、口座情報の照会等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。

当金庫は、本サービスの対象となる取引を追加または変更する場合があります。その場合、お客さまは新たな申込みなしに追加または変更した取引を利用できるものとします。ただし、当金庫が指定する一部の取引についてはこの限りではありません。追加または変更する場合には、お客さまに事前に通知または公表するものとします。

2. 利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫本支店に普通預金口座（総合口座を含みます。以下同じ。）を開設している個人（個人事業主を含みます。）のお客さま（原則、未成年者を除きます。）を本サービスの利用資格者とします。ただし、成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者（以下「成年後見制度利用者」といいます。）は対象外とします。

なお、お客さまは、お客さまの安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者ID（利用者番号）または各種パスワードの不正使用、誤使用等によるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客さまと当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、当金庫所定の方法によるお客さまの申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

4. 反社会的勢力でないことの表明・確約

(1) お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし

ていると認められる関係を有すること。

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

5. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限りませう。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

6. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。ただし、当金庫は、取扱時間を変更する場合があります。取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。変更する場合には、お客さまに事前に通知または公表するものとします。

7. 手数料等

(1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の月額基本手数料（以下「利用手数料」といいます。）および消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）をお支払いいただく場合があります。この場合、当金庫は、利用手数料および消費税について、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。以下同じ。）その他当金庫が定める規定等にかかわらず、通帳・払戻請求書の提出を受けることなしに、代表口座から当金庫所定の日に自動的に引落しします。

(2) 当金庫は、利用手数料を変更する場合があります。変更する場合には、お客さまに事前に通知または公表するものとします。

(3) お客さまは、取引の内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、本項第1号と同様の方法により引落しします。

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

お客さまが本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客さまの次の各号に定めるパスワード等（以下「各種パスワード等」といいます。）と当金庫に登録されている各種パスワード等との一致を確認することにより、お客さまの本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する各種パスワード等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものと

します。

- (1) 契約者 I D (利用者番号)
- (2) 利用登録用パスワード
- (3) ログインパスワード
- (4) 確認用パスワード

2. 利用登録用パスワードの届出

利用登録用パスワードは、お客さまが指定するものとし、お客さまから当金庫所定の申込書により当金庫に届け出るものとします。

3. お客様カードの送付

当金庫は、契約者 I D (利用者番号) および確認用パスワードを記載した「お客様カード」を、お客さまの届出住所に郵送するものとします。

4. ログインパスワードの登録・変更

- (1) お客さまは、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを登録するものとします。なお、ログインパスワード登録時における本人確認方法は、次に定めるとおりとします。

①お客さまは、契約者 I D (利用者番号) および利用登録用パスワードを端末から入力し、その後、新しいログインパスワードと確認用パスワードを端末から入力するものとします。

②当金庫は、お客さまが入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認するものとします。

- (2) ログインパスワードの変更についても、前号の方法により行うものとします。

5. 本人確認手続

- (1) お客さまの取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。

①お客さまは、契約者 I D (利用者番号) およびログインパスワードを端末から入力するものとします。

②当金庫は、お客さまが入力された各内容と当金庫に登録されている各内容の一致により本人であることを確認するものとします。

- (2) 当金庫は、前項第 1 号および本項第 1 号に基づく本人確認および依頼内容の確認を行うことにより次の事項を確認できたものとして取扱います。

①お客さまの有効な意思による申込みであること。

②当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

6. お客様カードの取扱い

- (1) 「お客様カード」は、お客さま自身の責任において厳重に保管してください。また、第三者への譲渡・貸与はできません。第 13 条の解約等の場合、当金庫から特に返却の請求がない限り、「お客様カード」はお客さま自身の責任で破棄してください。

- (2) 「お客様カード」を紛失、盗難等で失った場合、お取引の安全性を確保するため、速やかにお客さまご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続を行い、本サービスの利用停止の措

置を講じます。当金庫は、この届出に基づく所定の手続の完了前に生じた損害については、第 12 条に定める場合を除き、責任を負いません。なお、「お客様カード」の再発行はできませんので、当金庫所定の手続を行い、新しい「お客様カード」を発行します。

- (3) 前号の「お客様カード」を失った旨の届出については、電話によることができます。この場合、当金庫は前号と同様に取り扱います。ただし、お客さまは速やかに当金庫所定の書面により正式に当金庫に届け出ていただきます。

7. 各種パスワード等の管理

- (1) 各種パスワード等は、お客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号および連続番号等の他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続を行ってください。
- (2) 各種パスワード等につき偽造、変造、盗用もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡をしてください。
- (3) お客さまが本サービスを利用するにあたり、各種パスワード等について当金庫所定の回数を連続して誤入力した場合、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、お客さまは、次の方法により再開手続をとってください。
 - ①利用登録用パスワード相違による利用停止を再開する場合、当金庫に連絡のうえ、所定の手続をとってください。
 - ②ログインパスワード相違による利用停止を再開する場合、本条第 4 項と同じ操作によりログインパスワードを変更してください。
 - ③確認用パスワード相違による利用停止を再開する場合、当金庫に連絡のうえ、所定の手続をとってください。

第 3 条 取引の依頼

1. 代表口座・サービス利用口座の届出

- (1) お客さまは、本サービスで利用する当金庫本支店に開設しているお客さま名義の口座を、サービス利用口座として、申込書により当金庫に届け出るものとします。サービス利用口座のうち、普通預金口座の一つを本サービスによる取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます。）として申込書により届け出るものとします。当金庫は、届出の内容に従い、サービス利用口座を登録します。ただし、サービス利用口座として指定可能な預金種目および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。
- (2) 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫所定の数以内とします。
- (3) サービス利用口座の追加、変更および削除については、申込書により届け出るものとします。

2. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第 2 条に基づく本人確認終了後、お客さまが取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法で正確に当金庫に伝達することにより

行うものとし、当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い、取引を実施します。

3. 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、当金庫はお客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。この回答が各取引で定める当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものと、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の変更、取消はできないものとし、

第4条 振込取引

1. 取引の内容

- (1) 本サービスによる振込取引の内容は、お客さまの端末からの依頼に基づき、お客さまの指定した日（以下「指定日」といいます。）に、お客さまの指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）からお客さまの指定する金額を引落しのうえ、お客さまの指定する当金庫本支店または他金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に振込依頼の発信または振替の処理を行う取引をいいます。振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をお支払いいただきます。
- (2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が他金融機関の国内本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
- (3) 依頼内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込資金と振込手数料および消費税の合計金額または振替資金を引落しのうえ、当金庫所定の方法により振込または振替の手続をします。
- (4) 当金庫は、振込資金と振込手数料および消費税の合計金額または振替資金について、普通預金規定、当座勘定規定およびその他当金庫の定める規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または小切手の提出を受けることなしに、支払指定口座から自動的に引落しします。
- (5) 次のいずれかに該当する場合、振込または振替はできません。
 - ①振込または振替時に、振込資金と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額が支払指定口座から払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超える場合。
 - ②支払指定口座が解約済の場合。
 - ③お客さまから支払指定口座についての支払停止の届出があり、当金庫がそれに基づく所定の手続を行った場合。
 - ④差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めた場合。
 - ⑤入金指定口座が解約済等の事由により入金できない場合。
 - ⑥その他、振込または振替ができないと当金庫が認める事由がある場合。

- (6) 振込において、振込先の金融機関から当金庫に対して振込内容の照会があった場合、当金庫は依頼内容についてお客さまに照会することがあります。この場合は、当金庫に速やかに回答してください。当金庫の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、入金指定口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合、当金庫は振込資金を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座に返却します。この場合、本項第1号の振込手数料および消費税は返却いたしません。
- (7) 振替において、入金指定口座への入金ができない場合、当金庫は、振替資金を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

2. 指定日

- (1) 振込依頼の発信または振替の処理は、指定日に手続を行います。
- (2) 指定日が当日扱いの振込依頼および振替の場合、依頼内容の確定時点で前項第3号の手続をします。なお、この場合、当金庫は依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行いますが、振込先の金融機関によっては、当該金融機関の所定の時限の超過などの理由により即時に入金できない場合があります。
- (3) 指定日が当日でない振込依頼および振替（予約扱いの振込依頼および振替）の場合、指定日前日の最終残高をもって指定日当日に前項第3号の手続をします。なお、この場合、指定日を土・日・祝日および金融機関休業日とすることはできません。

3. 依頼内容の変更・組戻し

- (1) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合は、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正手続により取扱います。受付にあたっては、当金庫所定の訂正手数料および消費税をお支払いいただきます。ただし、振込先の金融機関・本支店名または振込金額を変更する場合は、次号に規定する組戻し手続により取扱います。
 - ①訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。
 - ②当金庫は、訂正依頼書に従い、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合は、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の組戻し手続により取扱います。受付にあたっては、当金庫所定の組戻し手数料および消費税をお支払いいただきます。
 - ①組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻し依頼書に当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。
 - ②当金庫は、組戻し依頼書に従い、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③組戻しされた振込資金は、当該取引の支払指定口座に返却します。この場合、第1項第1号の振込手数料および消費税は返却いたしません。

(3) 本項第1号および第2号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合は、お客さまと振込受取人との間で協議してください。

(4) 振替において、依頼内容の確定後、依頼内容の変更および依頼の取りやめはできません。

4. 依頼内容の取消

振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取消する場合は、次の各号に規定する手続により取扱います。

(1) 指定日が当日でない振込依頼の場合、指定日前日（振込サービスの取扱時間内）までは、当金庫所定の方法により依頼内容の取消をすることができます。ただし、上記の時限を過ぎた場合は、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において組戻し手続により取扱います。

(2) 指定日が当日扱いの振込依頼の場合、依頼内容の取消はできません。当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において組戻し手続により取扱います。

5. ご利用限度額

(1) 当金庫は、振込および振替の1回あたりおよび1日あたりのご利用限度額の上限（上限限度額）を設けます。なお、当金庫は、この上限限度額を変更する場合があります。変更する場合には、お客さまに事前に通知または公表するものとします。

(2) お客さまは、前号に基づき定められた1回あたりおよび1日あたりの上限限度額を限度として上限限度額を設定することができるものとします。

(3) 当金庫は、お客さまが設定した上限限度額（お客さまが設定しない場合は当金庫所定の上限限度額）を超えた取引依頼について受付義務を負いません。

第5条 照会サービス

1. 取引の内容

お客さまは、お客さまの指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引のあった明細に限ります。

2. 照会後の取消・変更

お客さまからの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第6条 通知サービス

1. 取引の内容

お客さまがサービス利用口座として登録された口座について、入出金取引等が発生した際には、当金庫はお客さまの指定する電子メールアドレスに電子メールを送

信し、取引の旨をお知らせします。

2. 送信の遅延・不達

通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により取扱いが遅延したり不達となる恐れがありますので、お客さまは必ず照会サービスにより取引内容をご確認してください。なお、照会サービスを利用しないことによって生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第7条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」

1. 取引の内容

- (1) 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下「料金払込みサービス」といいます。）とは、当金庫所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引落し、収納機関に対する当該各種料金の支払として当該引落とし金を払込むことができるサービスをいいます。
- (2) 料金払込みサービスの1回あたりおよび1日あたりのご利用限度額の上限（上限限度額）は当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫はこの上限限度額を変更する場合があります。変更する場合には、お客さまに事前に通知または公表するものとします。
- (3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第4条における振込と同様の取扱いとします。
- (4) 一度依頼した払込みは取消できないものとします。
- (5) 当金庫は、お客さまに対して払込みにかかる領収書を発行いたしません。
- (6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続の結果等の収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。
なお、収納機関の取扱時間の変更等により当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

2. 利用の停止・取消等

- (1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。料金払込みサービスの利用を再開する場合、必要に応じて当金庫所定の手続を行ってください。
- (2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合は、料金払込みサービスを利用できません。
- (3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消となることがあります。

第8条 届出事項の変更等

本サービスにかかる印章を失った場合または印章・氏名・住所その他の届出事項に変更があった場合、お客さまは直ちに当金庫所定の書面によりサービス利用口座保有店に届け出るものとします。なお、届出事項の変更は、当金庫の手続が完了した時より有効

とし、手続完了前に生じた損害については、第 12 条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第 9 条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合は、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第 10 条 海外からのご利用

海外からは、その国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様等により本サービスをご利用いただけない場合があります。当該国の法律等を事前にご確認ください。

第 11 条 免責事項等

1. サービス取扱いの遅延・不能についての免責事項

- (1) お客さまは、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。
- (2) 本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、お客さまの責任において確保してください。当金庫は、本サービスの契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。
- (3) 次のいずれかの事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - ①災害・事変、裁判所等の公的機関の措置その他やむを得ない事由があった場合。
 - ②当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合。
 - ③当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があった場合。

2. 本人確認についての免責事項

当金庫が第 2 条第 5 項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、契約者 ID (利用者番号)、ログインパスワードおよび確認用パスワードにつき不正使用、誤使用その他の事故があっても、当金庫は当該取引を有効なものとして扱うものとし、また、そのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

3. 印鑑照合についての免責事項

当金庫が本利用規定に基づきお客さまから提出された書類に押印された印影と届出の各口座の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱った場合、それらの書面に偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4. 郵送上の事故

当金庫が発行した「お客様カード」が郵送上の事故等当金庫の責めによらない事由により第三者が「お客様カード」に記載の確認用パスワードを知り得たとしても、

そのために生じた損害については、第 12 条に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

第 12 条 預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償

1. 補償の要件

お客様の各種パスワード等の盗取等により行われた預金等の不正な払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当金庫に対して不正な払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- (1) お客様が本サービスによる預金等の不正な払戻し被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、お客様から十分なお説明をいただいていること。
- (3) お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

2. 補償対象額

前項の請求がなされた場合、預金等の不正な払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫に通知が行われた日 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明された場合は、その事情が継続していた期間に 30 日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。ただし、預金等の不正な払戻しが行われたことについて、お客様に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

3. 適用の制限

前 2 項の定めは、第 1 項にかかる当金庫への通知が、お客様の各種パスワード等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、預金等の不正な払戻しが最初に行われた日。）から 2 年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 補償の制限

第 2 項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

- (1) 預金等の不正な払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失でありかつ、次のいずれかに該当する場合
 - ①お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。
 - ②お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- (2) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して預金等の不正な払戻しが行われた場合。

第13条 解約等

1. 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。なお、お客さまからの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

2. 代表口座の解約

代表口座が解約された場合は、本契約はすべて解約されたものとみなします。

3. サービス利用口座の解約

サービス利用口座が解約された場合は、当該口座に対する本サービスは解約されたものとみなします。

4. 強制解約

お客さまが次のいずれかに該当した場合、当金庫は本契約を解約することができるものとします。

この場合、お客さまへの通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知をお客さまの届出住所にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
- (2) 当金庫に支払うべき利用手数料またはその他の諸手数料の支払が遅延した場合。
- (3) 「お客様カード」が郵便不着等で返戻された場合、または住所変更の届出を怠る等により当金庫においてお客さまの所在が不明となった場合。
- (4) 支払の停止または破産手続開始あるいは、民事再生手続開始の申し立てがあった場合。
- (5) 相続の開始があった場合。
- (6) 成年後見制度利用者となった場合。
- (7) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。
- (8) 第1条第4項第1号のいずれかに該当した場合、もしくは第1条第4項第2号のいずれかに該当する行為をした場合、または第1条第4項第1号に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- (9) 各種パスワード等の不正使用があった場合、または本サービスを不正利用した場合。
- (10) 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

5. 解約後の処理

本契約が本条による解約により終了した場合、その時まで処理が完了していない取引の依頼について、当金庫は処理をする義務を負いません。本契約の解約日以降、お客さまの「お客様カード」および各種パスワード等はすべて無効となります。

第14条 利用停止・中止

1. 利用停止

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合、当金庫がお客さまに対する本サービスの利用停止を必要とする事由が生じた場合、当金庫はいつでもお客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

2. お客さまによる取引の中止

お客さまは、本サービスの取扱時間内において、本サービスを中止（以下「IB取引中止」といいます。）することができます。IB取引中止をした場合は、次のとおり取扱います。なお、IB取引中止は、本サービスの利用を一時的に中止するものであり、本契約自体は効力を失わないものとします。

- (1) IB取引中止後は、お客さまは本サービスにログインすることができません。これにより、本サービスの全部が利用できなくなります。
- (2) 本サービスを再開する場合、お客さまは当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
- (3) IB取引中止をした時点で処理が完了していない取引の依頼がある場合は、当金庫所定の方法により取扱うものとします。

第 15 条 通知等の連絡先

当金庫は、お客さまに対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることができます。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。なお、当金庫がお客さまにあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合は、届出事項の変更を怠る等のお客さまの責めに帰すべき事由によりこれらが延着したときまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等、通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 16 条 規定等の準用

本利用規定に定めのない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、普通預金規定、振込規定、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等により取扱います。

第 17 条 規定の変更等

当金庫は、本利用規定の内容を任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

第 18 条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特にお客さままたは当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第 19 条 機密保持

お客さまおよび当金庫は、法令等により開示する義務がある等の正当な事由がある場合を除き、本サービスによって知り得た相手方および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第 20 条 準拠法・合意管轄

本契約および本サービスの準拠法は、日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 21 条 譲渡・質入・貸与の禁止

本契約に基づくお客さまの権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等を行うことができません。

第 22 条 移管

1. お客さまの都合による場合

代表口座をお客さまの都合で移管する場合、本契約は解約となりますので、移管後の口座で新たに本サービスを契約してください。

2. 店舗統廃合等による場合

代表口座が店舗の統廃合等当金庫の都合で移管された場合、原則として新しい当該口座保有店に移し替えとなります。ただし、お客さまに連絡のうえ、個別の対応をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

第 23 条 サービスの休止・停止・終了

当金庫は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合、本サービスの全部または一部を休止もしくは停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により通知または公表するものとします。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

また、当金庫は、やむを得ない事由がある場合、本サービスの全部または一部を終了することがあります。その場合は、事前に当金庫所定の方法により通知または公表するものとします。

以上